

## わが国金融制度における分業主義の変遷

麻 島 昭 一

### 1. はし が き

筆者は最近、日本金融立法史に関する諸論文を発表してきたが「明治30年代の信託立法事情—日本興業銀行法の信託条項の考察」（『専修経済学論集』8巻2号所収）も実はその一環であった。本稿はそれら一連の論文に関連し筆者の考えをメモしたものである。まだ試論の段階であり、かつ仮説にわたる部分もあるので、大方のご批判を請いたいと思う。

ところで金融機関の成立、変遷の研究は、もっぱら制度面からの考察が多く、また、資本主義経済の成立・発展との関連で論ぜられることも不十分ながらなされているが、金融立法史の観点からの研究は非常にすくない。わが国の金融機関は、明治以来それぞれを規定する根拠法規をもち、それによって認可され、監督されている。しかも金融機関を規制する法体系は、わが国の場合、比較的整備されたものと評価できよう。金融機関立法が基本的には下部構造である経済から規定されていることはいうまでもないが、わが国の場合、日本資本主義の後進性のゆえに、金融機関の自生的発展を法が追認する形ではなく、上から金融機関を資本主義社会の必要物として設定する、という面があったことを否定できない。もちろん各金融機関設立の必要性について、日本資本主義の成立・発展からの経済的説明がされうるが、金融機関については立法者の意図がかなり強く反映しているように思われる。その意図は、資本主義の発展段階に応じて、あるときは殖産興業であり、あるときは蓄積された矛盾への対応策であり、そしてまた独占資本の体制強化となるが、いずれにせよ立法当局の指導性が発揮され、金融機関それぞれに使命・目的が附与される結果となっている。しかも初期の金融機関立法ほど、外国の金融機関に範を求め、その内容に近代的・技術的要素を含むがゆえに、当時の開明官僚の手で立法が進められたのである。

そこでわが国の金融機関が、いかなる構想の下に設立されたか、その意図は果して達成されたのかが問題とされねばならない。その課題を解決する道として、根拠法規がだれによっていかなる意図で発案されたか、そしてどのような利害の対立抗争の結果成立したのか、すなわち

金融機関の立法事情を分析することが重要と思われる。通常、ある金融機関の根拠法が成立するまでには、途中、構想の熟成・変更のために草案が何度も作りかえられ、利害の交錯から議会で修正されることもしばしばである。したがって立法事情の分析という場合、構想・草案類の比較検討、議事録にあらわれた議員たちの利害関係の整理、新聞雑誌に登場する法案批判などを総合してこそ、はじめて当該金融機関立法の意義、成立した金融機関の性格が明らかにされうる。上のような観点から実証的に金融立法史に取り組んだ業績ははなはだすくない。われわれは日本金融立法史研究会を組織し、筆者は其中で主として信託業に関する一連の論文を書いてきたわけである。

筆者は、一連の研究の過程で、わが国の金融機関立法における「分業主義」に深い関心を抱いた。前述した立法当局者、具体的にいえば大蔵官僚に芽生え、定着した「分業主義」の理念である。それは大蔵官僚が法制化した諸金融機関の根拠法の底流にあり、ある時期から以後は明確な形をとってあらわれてくる。そして現在といえども「分業主義」は一応健在であり、しばしば論議を呼ぶタネになっている。

ただ、あらかじめ筆者の使う「分業主義」の内容を明らかにしておかねばなるまい。すなわち、金融業務全体を業種別に分け（たとえば銀行業、貯蓄銀行業、信託業、無尽業、有価証券割賦販売業、保険業、等々）、他業兼営を否定して一業に専念せしめ、金融分野を整然と区分する政策を指している。

以下、わが国金融制度にあらわれた分業主義が、いつどのように定着し、変遷していくか、それを筆者当面の関心事である日本信託業を中心として素描してみたい。

## 2. 松方の銀行分業論

筆者がいう分業主義による諸金融立法は、大正期に明確化したと考えているが、「分業」自体はそれ以前にもみいだすことができる。松方正義が内務卿時代に太政官に上申した「財政議」（明治14年9月）、および大蔵卿時代に上申した「日本銀行創立ノ議」（同15年3月）の中に、松方の分業構想があらわれている。福島・拜司「金融法」（法体制確立期）によれば、次のように整理されている。（『日本近代法発達史』第6巻、90頁）

- (イ) 短期商業信用のための機関 — 日本銀行とその傘下の国立銀行（普通銀行）
- (ロ) 長期産業信用のための機関 — 勸（興）業銀行
- (ハ) 大衆的貯蓄機関 — 貯蓄銀行

松方の構想は、諸外国の銀行制度を素材としているが、「これらを組立てて一国の金融を包括

する整然たる体系を構成したことには、多分の創意性をみとめねばなるまい。もっともそれだけに理念が先立って、当時の経済の現実認識と将来の見透に確実に立脚したものとはいわれない」(前掲書、91頁)と評価されている。たしかに松方の構想は、そのまま実現したわけではないが、のちに完成した銀行の分業体系では、基本的には貫かれているといってよい。松方では、果すべき役割に銀行が対置され、中央銀行である日銀を別とすれば、商業銀行、産業信用銀行、貯蓄銀行の3本立分業ということが出来る。しかしこの段階では、差当り銀行における分業体系が関心事であって、のちにみるような金融諸分野についての分業主義ではない。

かくして松方構想が精密化され、明治期に整然たる銀行分業の体系が完成するが、その後もよく「銀行三分主義」という言葉が使われる。それは

商業信用のための銀行—普通銀行

農業信用のための銀行—日本勸業銀行と各府県農工銀行

工業信用のための銀行—日本興業銀行

を指している。かかる広義の産業別信用体系は、一見スッキリしているように見えるが、もともとムリな設定である。普通銀行に背負わされた過大な負担を軽減し、イギリス型の商業銀行の枠に押込もうとしても、農工業の膨大な資金需要を対応させられた銀行だけで賄い切れるはずがなく、結局、普通銀行が各分野へ信用供与をせざるをえなかったことは、周知のごとくである。銀行三分主義といっても、産業別信用がそれに対応させられた銀行により充足される完結的分業でなく、それぞれが努力すべき信用分野は、普通銀行では商業、勸銀・農工銀行では農業、興銀では工業である、という理念にすぎない。

しかしここで注目したいのは、松方の銀行分業体系や、いわゆる銀行三分主義も、とにかく設定された目的に専念させる意図が明確であり、複数の目的・分野は考慮されていないことである。つまり積極的に兼業させて多角的活動をさせるという発想は、この後も現われていない。もちろん松方の段階では、必要と判断した信用目的のために、必要とする銀行を創設することが先決であり、独占段階のごとく金融機関の競合や多角経営の弊害を配慮する時期ではない。

### 3. 担保附社債信託法の制定と分業主義

明治30年代には、日本興業銀行の設立を以て主要な特殊銀行の設立は一段落する(もっとも植民地銀行は別だが)。明治38(1905)年に制定された担保附社債信託法は、日本に信託業務を導入した最初の単独立法であるが、興銀の設立と無関係ではない。興銀と信託業務との取組みは、拙稿「明治30年代の信託立法事情」で明らかにしてあるが、外資導入の手段として信託

業務が興銀の営業科目に加えられ、これまた外資導入を一つの目的としていた担保附社債信託法が、興銀をその担い手として重視したことは確かである。日清戦争後、次の戦争に備えての軍備増強、重工業化、植民地経営のために豊富な資金を必要とした日本資本主義は、国内資金の動員ではこと足りず、外資を求め、外資導入の地ならしとして国内法の整備—担保附社債信託法と鉄道・工場・鉱業の三抵当法の制定をみたのである。

信託業務は明治30年代の当時、まったく新しい分野であるから、だれに担当させるかが問題となる。もともと担保附社債信託制度は英米に普及したもので、信託業務全般からみれば限定された一業務にすぎない。日本では信託業務全般の導入ではなく、当面必要とする外資導入のための前提条件として担保附社債信託だけを取敢えず制度化したわけで、ここに特殊日本的な信託業のスタートをみることができるといえる。しかしながら制度化の当時、日本ではまだ信託会社が発生していなかったから、信用を重んずる担保附社債信託業務の性格に鑑み、大銀行に担当させることとした。すなわち、担保附社債信託法は專業会社の存在を建前としながら、同法第6条で「銀行事業ヲ除クノ外他ノ事業ヲ兼ヌルコトヲ得ス」と銀行による兼営を認めた。実は、当時の政府に担保附社債信託の專業機関を設ける意図がなく、現実的処理としては、大銀行の兼営を当初から考えていたように思われる。筆者のいう分業主義は、この段階では建前として現われていても、まだ現実的行動を伴っていなかった。

そのほか明治期に構想だけで終わったものが二つある。一つは明治33(1900)年の日本信託銀行設立構想である(立案者不詳)。それは日本興業銀行と同格の、信託を主業とする銀行(信託業務を独占し、かつ銀行業務もおこなう)であるが、大蔵当局の反対によって潰されている。そこでは信託業務を一分野として設定しようとする意図が読みとれるが、反面、それは銀行の一種であり、銀行・信託の分業までには進んでいない。もう一つは明治36年ごろと推定される信託業法構想である(立案者不詳)。それは信託業法に盛り込むべき内容を提案したものにすぎず、法案としての体裁も十分に整っていないが、そこでは兼業禁止規定も銀行業務兼営規定も含まれていなかった。明治期ではまだ分業主義は明確ではなかったであろう。

#### 4. 大正期の分業主義による金融立法の展開

銀行制度の完成により信用体系の根幹は固まったが、日本資本主義の内包する矛盾は明治末期にはいわゆる社会問題の発生となって露呈した。金融的には下級金融機関の整備が日程のぼってくる。都市の零細商工業者や農村における中小農民など、いわゆる「細民」を対象とする下級金融機関は、保護がない代りに法的規制もなく、害毒を社会に流すものがすくなくならず

存在した。窮乏化する「細民」が下級金融機関の不備・害悪のために社会から脱落し、資本主義体制をゆさぶる結果となることを恐れ、当局は下級金融機関の実態調査に乗り出した。すなわち明治40年代に入るや、内務、農商務、通信、大蔵の諸省は、それぞれの所管にもとづき各種の実態調査を実施し、大正2～3年には日銀も全国支店を動員して精力的に展開した下級金融機関調査の結果を発表した（この点は渋谷隆一「社会問題の発生と下級金融機関調査」『金融経済』129号に詳しい）。金融に限っていえば、下級金融機関としては無尽会社、信託会社、質屋、銀行類似会社、信用組合などが調査対象となった。

このように、従来放置されていた下級金融機関の実情把握のうで、政府は金融機構確立を目指し、一連の金融立法を強力に展開していった。その系譜は、大正4（1915）年の無尽業法、7年の有価証券割賦販売業法、10年の貯蓄銀行法、11年の信託業法と続き、昭和2年の銀行法で一応完結する。これら一連の立法の順序は、緊急性もさることながら、難問を後廻しにし、既存業者からの抵抗のすくない実現容易なものから着手したように思われる。たとえば中小業者しか存在しない無尽業、有価証券割賦販売業は、大蔵当局の一方的な立法でいち早く押切られていくし、反面、発言力の強く日本資本主義の重要な構成要素である銀行業は、慎重に検討され後廻しとなった。信託業も前述のごとく、明治期に検討された痕跡もあるが、無尽業法の立法作業とはほぼ同時期に着手されながら、実現には多くの年数を要した。貯蓄銀行法、信託業法などは、第一次大戦終了後、反動恐慌に代表される日本資本主義の動揺の中で、もはや遅延が許されず、長年の懸案解決へと急いだのであろう。そして一連の金融立法の根底を流れる特徴について、拙著『日本信託業発展史』では次のように指摘した。

「第1は、政府の意図する分業主義の構図にしたがい、各金融機関に特定の役割を付与することであった。その役割とは、立法前の各金融機関が現実に果たしていた機能ではなく、政府の描く構図のうで理念的に果さねばならぬ役割であった。

第2は、それぞれの分野における不健全、弱小業者を一掃することであった。その内容はドラスチックで、既存業者の反対を押切る強圧的なものとなった。弱小部分の切捨は、恐慌の発生・拡大の病根を除去することにつながり、第1点を実現するためにも不可欠であった」（95頁）。

上記の第1点こそ本稿の問題であるが、無尽業法から始まる一連の立法が、すべて他業禁止規定を含んでおり、筆者のいう「分業主義」が実現していることは、論争の余地がない事実である。たとえば信託業を例にとると、大正初期には信託会社の名称の下に、無尽業、証券業、不動産業、金融業、その他雑業を営んでいた者が、数多く存在していた。それらは無尽業の成

立と共に、無尽業に専念して無尽業者になり切るか、無尽業を切捨てるかの選択を迫られ、結局、多くは切捨てる道を選ぶことになった。このように一つの金融立法が実現するごとに、専門分野が確立し、兼業形態が確実に一つずつ消滅していった。信託業者の場合、まず無尽業から手を引き、有価証券割賦販売業をやめ、信託業法によって不動産、証券業その他雑業を切捨て、そしてとくに銀行業禁止が明確にされた。かくして信託業者は、信託業法施行以後も存続しようとするれば、信託業に専念する道しか残されなかったのである。

そこで分業主義をめぐる、いくつかの問題が発生する。

第1は「分業」する各金融機関の役割である。拙著で指摘したように、その役割は、政府が考えた金融機構の中で、あるべき姿、理念的に果さねばならぬ役割であった。無尽業、貯蓄銀行業、銀行業のごときは、その機能が一般に知られ、その役割も考えやすい。しかし概念の確立も十分でない信託業の場合、政府から割当てられた役割は「社会奉仕的な財産管理運用機関」であって、他の金融機関より一層理念と現実の乖離が大きかった。政府が予定した通りの信託会社が成立すれば「分業主義」のもと、各金融機関の分野が重複することなく、したがって競合・対立もなく全機構が回転していくはずであった。現実には、信託会社が「社会奉仕的財産管理運用機関」とどまることなく、金銭信託の吸収と運用を通じて金融機能を発揮し、銀行の定期預金と競合・対立する金融機関となった。「分業主義」は信託会社に銀行業務を認めず、また銀行には信託業務を兼営させないことで両者の分業を図ったが、その面では政府の意図は、信託業者の再三にわたる銀行業務兼営要求を退けて、貫徹された。しかし「社会奉仕的財産管理運用機関」にはめこもうとした政府の意図は、金銭信託の発展によって失敗に帰し、政府の「分業主義」は完全には実現しえなかったのである。

第2に、政府はなぜ「分業主義」を推進したのであろうか。政府が考えた金融機構の中で、各金融機関は期待された機能を十分に発揮できねばならない。政府は根拠法に規定された認可権を行使することで、他業からの参入を防ぎ、不良分子を縮出すが、一業に専念させることは、多角化による力の分散を避け、監督を容易ならしめる効果をもつ。とかく他業兼営は、本業をおろそかにして兼営に走り、リスク負担を本業が背負うことになりかねず、事実、兼業における投機行為、放漫経営による失敗は多々あったのである。多角経営では、外部からみて部門ごとの経営状況を知りにくいこともたしかである。もちろん兼業のメリットもないわけではないが「分業主義」は金融機関のコントロールに役立ち、自由主義的な競争の体系ではなく、統制的な管理体制の具現とみることができる。一連の金融立法が取締法規としての性格を濃厚に有する所以である。

第3は、「分業主義」路線確立の時期についてである。

明治期には、筆者のいう分業主義はまだ明確な姿をとっていない。明治末葉から大正初期に、分業主義的思考が次第に明確な方針へと成熟化し、さらに妥協を許さぬ厳密な分業体制へと結実する。明治末葉から大正初期にかけて、分野区分は下級金融機関立法から着手されるが、諸構想をみてもまだ完全な分業ではない。無尽業法に先行する相互銀行法案（大正元年9月）では、無尽業務のほか預金、貸付業務、質屋業務も兼ねていたし、共済銀行法案（大正6年10月）でも小額貯蓄預金の受入を許し、庶民銀行法案（大正2年11月）、無尽業取締法案（大正2年11月）にいたり無尽専業の構想が定着した（拙稿「無尽業法の成立事情」『信託』復刊90号所収）。この過程で注目されることは、預金業務の排除、銀行名称の放棄である。金融分野の調整というとき、銀行業務の兼営が一つの焦点となっていたのである。

同様なことは信託立法にもみられる。制定された信託業法の前には、同名の大正元年案、3年案、6年案、7年案、8年案の5つがあり、大正7年案までは銀行業務兼営の規定を含んでいたが、大正8年案から兼営禁止へと転換している（拙稿「大正初期の信託業法立法事情」『金融論選集』19巻所収）。信託業法の場合、大正7年の台湾銀行の信託預金取扱中止、銀行の預金利率協定成立が、その転換と無関係ではない。すなわち、大正5年に開始された台銀の信託預金（のちの金銭信託と類似）は、その高利率の実績配当のために銀行の定期預金を蚕食し、結局たまりかねた銀行資本が政府に圧力をかけて中止せしめた事件がある。台銀信託預金に対抗すべく銀行は預金利率を引上げ、過当競争を展開した。その結果、片や台銀へ中止せしむると共に、みずから預金利率協定を結んで競争を制限したわけである。かくして政府は銀行・信託を区分することにより、この問題の制度的解決をはかったとみられる。分業主義はここに及んで確立する。その線に沿って信託業法、貯蓄銀行法、銀行法は次々と完成するのである。信託預金をめぐる銀行資本の過当競争の展開は、銀行内容の不健全化・弱化を通じて日本資本主義の矛盾を恐慌の形で表面化する危険があり、分業主義体系はその防止の意味をもつことになる。

## 5. 昭和18年の兼営法にみる転換

一連の金融立法が昭和2年の銀行法をもって完了したあと、日本の金融機構は分業主義の下に運営されていたが、戦時体制期に一大転換をみることになった。すなわち昭和18（1943）年3月公布された「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」（以下略して兼営法と呼ぶ）がそれである。この兼営法制定により、銀行、貯蓄銀行、信託会社の分業体

制が破棄され、普通銀行が貯蓄銀行業務、信託業務を兼営する道が開られたわけである。しかし貯蓄銀行が信託業務を兼営したり、信託会社が銀行業務、貯蓄銀行業務を兼営する道を開いたわけではない。なぜならば、兼営法定化は、戦時体制下における重要な課題＝資金吸収の強化 — 軍需産業への投下、浮動購買力の吸収 — インフレ抑制のために、伝統的政策となっていた分業主義を撤回し、当時における最強の金融機関＝普通銀行の資金吸収力を一層強めることを狙ったものである。貯蓄銀行業務、すなわち比較的少額資金も、信託業務、すなわち金銭信託として吸収される比較的大口の長期資金も、普通銀行の持つ広汎な店舗網と多数の人員によって一手に集積されることが予定された。

実際には、普通銀行の両業務兼営は、新たに両部門を設置するというよりは、既存の同一資本系列下にある貯蓄銀行、信託会社の合併を通じて実現した。したがって兼営法は、貯蓄銀行、信託会社数の減少をもたらし、金融機関は普通銀行を中軸に集中・統合される結果となった。分業主義は戦時金融という異常さの中で破綻し、金融制度全体を十分に論議する余裕もないままに兼営が実現したのである。実数でいえば、貯蓄銀行は兼営法施行前 67 行あったが、親銀行への合併等のため敗戦時には 5 行となった。うち 1 行は、大都市の九大貯蓄銀行の合併した日本貯蓄銀行であって、のちに普通銀行（現協和銀行）に転換、残り 4 行もその後に消滅、わが国貯蓄銀行の歴史は終る。他方、信託会社は兼営法施行前 20 社あったが、同様に親銀行への合併等によって敗戦時は 7 社となった。ただ貯蓄銀行と違って、残った 7 社には、日本信託業の中心勢力であった三井、三菱、住友、安田の財閥系四大信託が含まれ、それら財閥銀行では兼営をみずに終わったのである。

## 6. 戦後の分業主義復活

敗戦後、戦時金融体制からの転換のため金融機関の改廃が強行されたが、分業主義の観点からは、特殊銀行における専門金融の崩壊、貯蓄銀行の消滅のほか、信託会社、無尽会社の預金業務兼営が注目される。

無尽会社は、はやくも昭和 20 年 10 月 2 日附勅令第 55 号による軍需金融特別措置法施行令の改正により、限定付ではあるが預金の取扱いが認められた（まもなく法的根拠は銀行法等特例法施行令に引継がれる）。無尽会社にとっても預金取扱いは昭和初期以来の悲願であって、従来、分業主義の壁に阻まれていたものである。

また、信託会社も昭和 23 年 5、6 月ごろ「金融機関再建整備法」による再建整備計画書の認可の形で、預金取扱いが認められた。信託会社は銀行法上の銀行に転換し、兼営法により信託



業務を兼ねるといふ法律構成をとり、各社とも一斉に同年7月、信託銀行と改称した。信託業者が信託業法制定当時、再三要望して果せなかつた銀行業務が、図らずも認められたわけである。

上記の無尽会社、信託会社の銀行業務兼営は、敗戦後の経営不振を救済する結果となった。無尽会社の場合、敗戦直後の認可であり、その理由についてなお検討を要するが、信託会社の場合、はげしいインフレ下に金銭信託の流失に悩み、証券取引法によって証券引受業務が禁止され、信託会社経営のためには、何らかの収益源を必要とした。また、戦後の金融機構についての展望をもちえぬ混乱期であつて、兼営法制定以後、分業主義を修正したままの状況が継続したといえよう。反面、証券取引法制定により金融・証券の両分野は画然と区分されたが、それは占領政策の一環であつて、大蔵当局の分業主義による立法とはいひがたい。

戦後の分業主義への復帰は、昭和26年からはじまる一連の金融立法からみることができよう。すなわち、昭和26年の日本開発銀行法、相互銀行法、信用金庫法、証券投資信託法、27年の長期信用銀行法、貸付信託法がそれであるが、国家資本による政策金融、民間の長期金融、中小企業金融など信用目的別に金融機関の再編成が意図されたわけである。その時点で異つた金融分野を兼ねているものといへば、銀行・信託の兼営が代表的であり、それ以外の分野では、戦前とはもちろん異つた形ではあるが、分業体制が一応成立した。したがつてこれ以後、分業主義復帰の最大の焦点は銀行・信託分離問題に絞られた。

兼営法により信託兼営の普通銀行は、貸付信託法制定当時11行におよび、信託銀行は6行であつた。貸付信託法は、インフレ沈静化を背景に、戦後日本資本主義の復興のために、大衆貯蓄を基幹産業に投入する役割を担うものであつたが、大蔵当局はその担い手として信託銀行だけを選んだ。戦後の金融機構をふたたび分業主義によって再建しようとする大蔵当局は、一方で信託銀行に貸付信託制度を独占せしめて信託業務拡大の柱とし、他方で信託銀行の銀行業務を制限・縮少する方針をとつた。そして信託兼営銀行の貸付信託取扱希望を退けたばかりでなく、信託部門の廃止・分離政策を打出したのである。大和銀行を除く信託兼営銀行すべてが、なんらかの代償を得て、その政策に従つた。すなわち、昭和32年以降、信託兼営の地方銀行は信託勘定を信託銀行に逐次譲渡し、信託兼営の都市銀行等は信託部門を分離独立させて東洋信託銀行(34年)、中央信託銀行(37年)、を設立、ここに大蔵当局の分業主義はほぼ貫徹した。

上記のごとく、戦後金融機構の再編確立過程をみるならば、ふたたび分業主義路線に復帰したと評することができる。大蔵当局に根強く存する分業主義理念は、たしかに長い伝統に裏付けられ実践されてきた。その功罪は速断できないが、すくなくとも金融立法史上、見落すこと

のできぬ重要な論点と思われる。そして昭和40年代の現在、金融制度調査会でも分業主義は問われ、証取法第65条（銀行等の証券引受禁止）をめぐる金融と証券の論争、銀行の信託兼営要求など、分業主義ないし専門化にかかわる問題は繰返えされ、なかなか決着がつかないが、その根は非常に深いといわなければなるまい。そして「分業主義」に関する以上のごとき把握の下に、各時期の金融立法について実証し、より精密に理論づけることが、筆者の当面の課題である。

『社会科学年報』第8号 <予告> 未来社 1974年9月刊行予定

目 次

特集 日雇労働者 — 山谷の生活と労働 —

第一章 山谷日雇労働者実態調査結果の概要	西岡幸泰
第二章 社会的形成過程	西岡幸泰
第三章 一般的性格と諸類型	加藤佑治
第四章 消費生活の内容とその本質	江口英一・大山博
補 “最下の沈澱物” (Niederschlag)	
— いわゆる「常連」に関して —	市原聡子
第五章 労働力政策の展開と失対労働者の生活	浜岡政好

<書評>

江沢譲爾・高橋潤二郎・西岡久雄共著『経済立地論の新展開』	国松久弥
中村秀一郎著『商魂の系譜』	中村隆英
望月清司著『マルクス歴史理論の研究』	岸本重陳

<所報>

<編集後記>

今年の夏は涼しい。ビールの売り上げがガタ減り。ホットな石油戦争のとんだ余波。ボーナス景気も完全にあてはずれ。秋風近し「日本丸」。冬の灯油価格が今から心配。(T)

神奈川県川崎市多摩区生田4764

専修大学社会科学研究所

電話(044)911-7131(内線63)

(発行者) 江沢譲爾